

平成28年度から令和元年度までに個人情報保護審議会から答申を得ている利用及び提供の制限の例外（条例第8条第2項第6号）並びに通信回線を用いた電子計算機の結合（オンライン結合）（第9条第2項第2号）に関する事項

年度	件名	目的外利用及び提供が認められる理由
平成28年度	市長（市民安全課）が行う空家の実態調査を効率的に進めるため、水道事業管理者が保有している水道使用者に係る情報（使用者氏名及び住所、開栓時期、閉栓時期並びにメータ撤去の有無）を水道事業管理者が市長へ提供する場合	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全及び空家等の活用のための対応に必要な市内全域の空家状況の調査を効率的に進めたいため。
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収納状況を、社会保険料控除として申告すべき金額を市民から尋ねられた際に回答するため、国保年金課及び高齢者支援課で相互に利用する場合	市民が確定申告をする際の社会保険料控除に使用するために、毎年1月に、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の1年間の納付済額を記載した通知書を一齐に送付しています。例年、紛失したため再交付を希望する、年末調整のため（1月より前に）早く知りたいなどの問合せがあった場合、国民健康保険税は国保年金課保険税担当、後期高齢者医療保険料は国保年金課高齢者医療担当、介護保険料は高齢者支援課介護保険担当がそれぞれ担当しており、他の科目の納付済額が共有されていないため、1つの窓口で全てを回答することができず、電話や窓口のたらいまわしが多発していることから、窓口対応のワンストップ化を実現し、市民サービスを向上させるため。
	我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会設置要綱（平成18年告示第114号）に基づき設置している協議会で虐待防止及び児童保護のために進行管理している虐待ケースの情報を、子ども相談課が「我孫子市民生委員児童委員協議会」各委員に提供する場合	各民生委員・児童委員の方々に子ども相談課が把握している虐待ケースの詳細情報（氏名、住所、年齢、所属する学校名等、虐待の種別及び直近の状況）を提供することで、児童虐待の未然防止や深刻化の回避が図られ、緊急事態時には躊躇なく介入できる体制作りができるため。

年度	件名	目的外利用及び提供が認められる理由
平成 29 年度	<p>国保年金課が第三者行為を発見し、被保険者の属する世帯の世帯主に届出を勧奨するため、消防本部が保有している「救急活動記録表」の情報のうち、覚知日時、出場場所、氏名、住所、生年月日、年齢、事故種別、傷病程度、傷病名、収容機関、その他第三者行為求償事務に必要な情報を消防長が市長へ提供する場合</p>	<p>国民健康保険の給付事由が第三者の行為（交通事故等）によって生じたものであるときは、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主は、その事実、当該被保険者の氏名等を直ちに保険者へ届け出る義務がある。</p> <p>この届出があれば、保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じたことを知ることができ、保険給付を行った場合は、国民健康保険法第64条第1項の規定により、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、それを行使することが可能になる。</p> <p>被保険者の届出義務については、広く社会に浸透している状況とは言えず、保険者は広報活動に努めると同時に、対象となる被保険者への届出の勧奨を行う必要がある。</p> <p>厚生労働省からも、適切に求償権を行使し、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、第三者行為求償事務の取組強化の手法として、消防との情報連携体制の構築が挙げられており、我孫子市でも消防本部が保有する「救急活動記録表」の提供を受け、救急隊が出動した事案の情報を把握し、届出が必要な者に勧奨したいため。</p>
	<p>議会が行う議員定数の検討に伴い市民アンケートを実施するため、市民課が保有している住民基本台帳の情報（氏名、住所、生年月日、性別）を市長が議会へ提供する場合</p>	<p>議会基本条例第21条第2項で「議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。」と規定している。議員定数を検討するに当たって、市民の意向を把握する手段として市民2,000人を無作為に抽出し、効率的にアンケート調査を実施したいため。</p>

年度	件 名	目的外利用及び提供並びにオンライン結合が認められる理由
平成 30 年度	<p>市長（秘書広報課）が市民からの苦情等に迅速に対応するため、固定資産税賦課のために課税課が収集した土地の所有者住所及び氏名を秘書広報課において利用する場合並びに消防長が火災予防のために収集した土地の所有者住所及び氏名を市長（秘書広報課）に提供する場合 （目的外利用及び提供）</p>	<p>秘書広報課広聴担当では、日々、市民からの様々な相談や要望を受け付けているが、近年、隣地との境界を超えて繁茂する樹木等について、剪定や伐採をして欲しいが所有者が分からない場合や仮に所有者が分かっているが、市民同士が直接やり取りすることでトラブルになるおそれがある場合に、第三者である市から要望を伝えてほしいという案件が多くなってきている。</p> <p>要望書を送付するに当たって、最新の土地の所有者についての情報が必要であるが、事案が発生する都度、柏市の法務局に出向いて調査することは非効率であるため、次の情報について、利用し、又は提供してもらうことで、苦情等に迅速な対応をしたいため。</p> <p>【市長が目的外に利用する情報】 課税課が保有する固定資産税賦課のために収集した土地の所有者住所及び氏名</p> <p>【市長以外から提供を受ける情報】 消防長（予防課）が保有する雑草が繁茂する土地に係る所有者の住所及び氏名</p>
	<p>市長（課税課）が行う固定資産税、軽自動車税並びに市民税及び県民税の納税通知書又は納付書等が郵送戻りとなった場合の再送のため、水道事業管理者が保有している給水契約者の情報（住所、氏名、電話番号及び給水状況）を水道事業管理者が市長に提供する場合 （提供）</p>	<p>固定資産税、軽自動車税並びに市民税及び県民税の納税通知書又は納付書等が郵送戻りとなった場合、送付先を確認し、速やかに再送（納期限の10日前までに送達）する必要がある。</p> <p>送達が遅れると、納期限内の納付が困難になり、納税義務者に御不便をおかけすることにもなる。</p> <p>居住実態を把握し、再送を迅速に行うためには、課税課が上水道料金台帳に記載の給水契約者の情報（住所、氏名、電話番号及び給水状況）の提供を受けることが、効果的であるため。</p> <p>なお、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の11の規定により、官公署等に資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることもできるが、審議会の承認を得て提供を受けることができれば、納税義務者の連絡先等を迅速に知ることができ、効率的な対応が可能となる。</p> <p>【地方税法（抜粋）】 （官公署等への協力要請） 第20条の11 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。</p>

年度	件 名	目的外利用及び提供並びにオンライン結合が認められる理由
平成 30 年度	<p>市長（国保年金課）が行う国民健康保険事務において、千葉県に対し国保総合システム（オンライン結合）によりレセプト情報等を提供する場合（オンライン結合による提供）</p>	<p>市は、保険給付の支払主体として、管内被保険者に係る保険給付について、支払い後に事後的な診療報酬明細書、調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検調査（以下「給付点検調査」という。）を実施し、レセプトの請求額の確認、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金における審査の妥当性の確認を行っている。</p> <p>市による給付点検調査は、保険給付の不正防止に資する等適正利用につながっているが、より効果的かつ効率的な給付点検調査の実施という観点からは、千葉県（以下「県」という。）による広域的又は医療に関する専門的な見地からの給付点検調査も重要である。</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の改正により、平成30年度から県は市とともに国民健康保険の共同保険者となったが、県が共同保険者となった以降もレセプト情報等は、引き続き市の保有する個人情報であることに変わりはない。</p> <p>このため、法第75条の3の規定が新たに置かれ、県は、市が千葉県国民健康保険団体連合会へ委託して実施している保険医療機関等への保険給付（審査及び支払）に係るレセプト情報等の提供を求めることができることとなった。</p> <p>これに対し、市は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）第1条第2項の規定により、県から情報の提供の求めの通知を受け取った場合は、速やかに情報の提供を行うものとされた。</p> <p>しかし、県が必要が生じる度に市にレセプト情報等の提供を求めることは、迅速性に欠け、県及び市の双方にとって非効率的かつ過大な事務負担となる。</p> <p>そこで、平成30年4月27日付け保指第211号-22「保険給付の審査及び支払等に係る情報提供の求めについて（通知）」に記載のとおり、県が国保総合システム専用端末を活用してオンライン結合によりレセプト情報等を閲覧することをもって、市からの情報提供に代え、より効果的かつ効率的な給付点検調査の実施に寄与したいため。</p> <p>【オンライン結合により県に提供する情報（レセプト情報等）】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別 (2) 被保険者に係る被保険者証の記号番号 (3) 被保険者に係る療養が行われた年月日 (4) 被保険者に係る療養が行われた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所 (5) その他市による保険給付の審査及び支払いに係る情報

年度	件 名	目的外利用及び提供並びにオンライン結合が認められる理由
平成 30 年度	<p>消防本部総務課が松戸市ほか9市で消防指令業務を共同で運用するため、市長が保有している住民基本台帳データを消防長に提供し、消防長が松戸市ほか9市消防指令事務協議会（ちば北西部消防指令センター）に提供する場合（提供）</p>	<p>複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、平成32年度（平成33年2月から仮運用開始）に松戸市中央消防署内にちば北西部消防指令センターを設置し、本市消防本部を含む松戸市ほか9市で高機能な消防通信指令システムを共同で整備することとなった。</p> <p>当該システムに本市の最新の住民基本台帳のデータを取り入れることにより、市民からの緊急通報（119番）を受信した際に、迅速かつ的確に災害場所を確定し、市民の生命、身体及び財産を保護する必要があるため。</p> <p>【提供する情報】</p> <p>住民基本台帳データのうち、①世帯情報（世帯主名、住所及び世帯主個人コード）、②個人情報（氏名、生年月日、性別、続柄及び個人コード）</p> <p>【関係市（10市）】</p> <p>松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</p>
	<p>予防課が行う消防機関による立入検査及び火災原因調査に利用するため、固定資産税賦課のために市長（課税課）が収集・調査した土地・家屋の情報をオンライン結合により消防長に提供する場合（オンライン結合による提供）</p>	<p>立入検査を適正に執行するためには、防火対象物の情報（所有者、位置、構造及び面積）を正確に把握し、関係者に改善指導することが不可欠である。</p> <p>消防機関が保有する防火対象物の情報（所有者、位置、構造及び面積）は、年数の経過や売買等による変更も想定され、最新の情報に更新する必要がある。</p> <p>また、火災原因調査は、鎮火直後に実施することが出火原因究明に有効であり、土地・建物の位置構造や、火気・製品の使用状況などの情報が不可欠となるため、所有者等の関係者による立会いが重要となる。また、火災原因調査を早急に実施する事により現場保存の短縮となり、失火者や付近住民への配慮にもつながる。</p> <p>現在は、いずれの事務も消防法（昭和23年法律第186号）第35条の13の規定により、関係のある官公署に対する照会、協力を求めることにより行っているが、時間や曜日に制約のないオンライン結合を利用することで迅速、効率的に対応できるため。</p> <p>【オンライン結合により提供を受ける情報（両事務とも）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物件所在地 ・ 最新の所有者の住所及び氏名 ・ 家屋の種類、構造、階数、床面積及び建築年月日

年度	件名	目的外利用が認められる理由
令和 元 年 度	<p>市民税及び県民税の賦課業務において、市民税及び県民税の納税通知書及び納付書が郵送戻りとなった場合の再送のため、固定資産税及び軽自動車税の賦課徴収事務のために収集した個人情報（固定資産税及び軽自動車税の納税通知書及び納付書の送付先及び電話番号並びに宛名台帳に登録されている電話番号）並びに介護サービスの提供事務のために収集した個人情報（キーパーソンの住所、氏名及び電話番号、宛名台帳に登録されている電話番号並びに介護施設の入所の有無及び入所している場合はその入所している施設名）を利用する場合（課税課（税政担当）、収税課及び高齢者支援課が保有する個人情報を課税課（市民税担当）において利用する場合） （目的外利用）</p>	<p>市民税及び県民税の納税通知書及び納付書が郵送戻りとなった場合、送付先を確認し速やかに再送（納期限の10日前までに送達）する必要がある。</p> <p>送達が遅れると納期限内の納付が困難になり、納税義務者に御不便をおかけすることにもなる。</p> <p>徴税吏員は、地方税法第20条の11の規定により関係機関に資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができるが、回答を義務付ける規定ではないため、審議会での承認を得て、固定資産税及び軽自動車税の賦課徴収事務のために収集した個人情報並びに介護サービスの提供事務のために収集した個人情報について保有個人情報の利用目的以外の利用をすることができれば、納税義務者の連絡先を迅速に知ることができ、効率的な対応が可能になるため。</p> <p>【地方税法（抜粋）】 （官公署等への協力要請） 第20条の11 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。</p>
	<p>生産緑地法に基づく特定生産緑地指定事務のため、固定資産税の賦課事務のために収集した生産緑地地区の土地及び土地所有者等に関する情報（土地の所在、現況地目、面積及び路線番号（生産緑地としての課税であることが確認できる情報）並びに土地所有者及び賦課の送付先として登録されている者の現住所及び氏名）を利用する場合（課税課が保有する個人情報を都市計画課において利用する場合） （目的外利用）</p>	<p>特定生産緑地の指定に当たっては、生産緑地法の規定により、指定対象の生産緑地の利害関係人全員の同意取得が義務付けられており、登記が行われていない場合等においても、常に所有者等に関する最新の情報が必要なため。</p> <p>また、指定に向けた所有者等への案内及び連絡、個別相談、問合せ又は国若しくは千葉県からの数量・状況調査等に対応する際に、その都度、法務局へ出向いて調査するのではなく、固定資産税の賦課事務のために収集した生産緑地地区の土地及び土地所有者等に関する情報を利用することで、速やかに対応するとともに事務の効率化を図るため。</p>